

## 談 叢

### 全國公立結核療養所長會議ノ經過概要

全國公立結核療養所長會議ハ 斯種病院長會議ノ 先驅トシテ 大正 11 年以來殆ト 年々開催シタルモノナルガ、昨年ノ第 16 回會議ヲ最後トシテ、或ハ今後其ノ組織ノ變更ヲ見ルナランカト思惟セラル、即チ近來各種ノ同種會議多數續出セルヲ以テ、之レヲ都市保健協會トシテ取經メラル、コト、ナリ、各種ノ會議ハ各々其ノ一分科トナルベキ運命ニ在リ、故ニ此ノ際一應從來ノ經過ノ概要ヲ記載シ、日本結核病學會ノ産ミノ親タリシ同會議ノ奮闘事績ヲ明カシオカントス。

因ニ同會議ノ狀況ハ 年々ノ 東京市療養所年報ニ掲載サレ居リ、又最後ノ 3 回分ハ同所内日本福滋會ニ於テ詳細ナル速記録ヲ印刷ニ附セラレ居レリ、本記事ハ大體ソレ等記録ノ拔萃ナリトス。

公立療養所長會議幹事 田澤 録 二記

**第 1 回會議** 大正 11 年 1 月東京ニ於テ開催セラレタリ、此ノ會議ハ豫テ各市療養所長ヨリ希望セラレ居リタル所ナルガ、偶々東京ニ於テ博覽會ノ開カレタルヲ好機トシテ、後藤東京市長ノ招待ニ依リ、六大都市ノ衛生課長會議東京ニ開カルル運ビトナリタルヲ以テ、之レト連繫ヲ保チ、各市療養所長會議ヲ開催センコトヲ企テタルモノトス、澄川衛生課長ノ内意、慈惠者田中醫海時報社長ノ來談等ニ聽キテ田澤東京市療養所長ハ内務省當局及各市療養所長等ト再三意見ノ交換ヲ行ヒ、遂ニ圓滿成立ヲ見ルニ至レルモノナリ、幸ニ内務省衛生局長潮惠之助氏大ニ好意ヲ寄セラレ、會場ノ斡旋及ビ會議ノ取纏メ等ハ全部内務省ニ於テ行ハレタリ、唯其ノ發起ニ就テハ府縣ヲ差置キテ市立機關ノ職員ヲ直接内務省ニ於テ召集スルコトハ、形式上或ハ穩ヤ

カナラザランカトノ懸念アリタルニ依リ、發起ハ田澤東京市療養所長ノ名ヲ以テスルコトトナレリ。愈々會議開催ニ當リテハ、其ノ前日各所長東京市療養所ニ參集シテ豫備會議ヲ開キ、議題ノ配分其ノ他萬般ノ打チ合ハセヲナシ、翌日内務省榮養研究所ニ於テ、議長潮衛生局長指揮ノモトニ極メテ活氣ニ滿チタル討議ヲ行ヒタリキ。

#### 出席者

内務省ヨリ潮衛生局長、湯澤豫防課長、櫻田、佐藤兩技師並ニ屬官諸氏。

各市ヨリ澄川(東京)、天野(大阪)、市川(京都)、伊庭野(神戸)、瀨川(横濱)、金原(名古屋)ノ各衛生課長

各市療養所ヨリ有馬(大阪)、淺山(京都)、前田(神戸)、高橋(横濱)、田澤(東京)ノ各所長

來賓トシテ北島、石原兩博士其他東京市療養所員數名

#### 議 事

##### 内務省諮問事項

1. 患者收容方法ニ關スル實施上ノ意見如何(如何ニシテ豫定人員ノ如ク收容シ得ザルヤ)
2. 收容患者狀態ニ關スル統計報告ノ件(特ニ報告ノ項目、様式及時期ニ就テ)
3. 毎年豫算、決算報告ノ件
4. 入退院手續ニ關スル件
5. 療養所醫員ノ學術研究ニ關スル件
6. 職員ノ移動及待遇ニ關スル件
7. 患者收容代謝促進ニ關スル件
8. 患者退院後ニ於ケル豫防上及生活ニ對スル

## 保護ノ件

9. 療養所ニ於ケル早期診断實施ノ件
10. 各療養所ノ現状ニ對スル市民及入院希望者ノ意嚮如何
11. 收容患者家族ニ對スル豫防上指示ノ件
12. 各療養所現在ニ於ケル在院患者數及其狀態ニ關スル件
13. 患者食費額及食事調理方ニ關スル施設並ニ其計畫ニ關スル件
14. 開所以來總收容者數退院者數平均在院期間及死亡者數ノ統計ニ關スル件
15. 各療養所ヲ中心トシテ行ヘル結核豫防ノ宣傳ニ關スル件
16. 入退院ニ際スル患者運搬ノ實際ニ於テ改良スベキ件

## 所長議案

1. 二十六號結核豫防法運用上ノ疑義
2. 收容患者待遇ノ程度
3. 各療養所統計方式統一ノ件
4. 所員待遇法並ニ結核罹病時ノ待遇
5. 療養所ニ勤務シタル優良看護婦ニハ結核患者看護適任證書ヲ授與スルノ件
6. 入所手續ノ簡便法
7. 他ノ公設救助機關トノ連絡ノ件並ニ輕快患者退所後ニ於ケル特別保護機關必要ノ有無
8. 在所期限ヲ定ムルノ可否
9. 療養所病室ノ患者ニ對スル容積面積及「ベッド」間隔ノ規定
10. 療養所ノ全能ヲ發揮セシムル方法(宣傳ノ趣旨並ニ結核相談所附設ノ件)
11. 內務省衛生局ヨリ結核ニ關スル諸統計其他ノ印刷物等便宜配布ヲ得度キ希望
12. 療養所設置反對運動ニ對スル當局者ノ方針ヲ承知シタシ
13. 結核研究費特別支出ノ件
14. 學會兒童教養ノ件
15. 有料病室設置ノ件
16. 結核病學會及結核雜誌ノ件

此ノ決議ニ基キ、各市療養所長ニ於テ更ニ種々協議ヲ

重ネ其ノ斡旋ニ著手セリ、然レドモ結核ハ醫界ノ各方面ニ關係ヲ有シ、殊ニ實地醫家ニ關係スル所大ナルヲ以テ、諸方面ノ贊同ヲ得テ圓滿ナル成立ヲ見シニハ慎重ナル考慮ヲ要スルモノアリ、故ニ大阪ニ於テハ有馬刀根山療養所長ヨリ大阪醫科大學ニ對シ、京都ニ於テハ淺山宇多野療養所長ヨリ京都帝國大學ニ對シテ贊同ヲ求ムルニカメタリ、東京ニ於テハ田澤東京市療養所長ヨリ東京帝國大學醫學部諸教授、慶應大學、慈惠會醫科大學及ビ私立醫學專門學校等ノ側ヘ諒解參加ヲ求メ、更ニ內務省ハ勿論陸海軍省及文部省當局ヨリモ贊同ヲ得タリ、茲ニ於テ各方面ヨリ夫々1名ノ發起人選出ヲ請ヒ、同時ニ全國ノ各公立醫科大學ヨリモ同様1人宛ノ發起人ヲ得、民間ニモ多數ノ有力ナル贊成者ヲ得タルヲ以テ、遂ニ大正12年1月20日創立總會ヲ大日本私立衛生會内ニ開催スルコト、ナレリ。

此總會ニ就テハ東京帝國大學醫學部長入澤達吉博士、大阪醫科大學長佐多愛彦博士、慶應醫科大學教授北島多一博士、東京市療養所顧問欠部辰三郎氏等モ斡旋ノ勞ヲ取ラレ、創立總會ニ於テ同年度ノ會長ニ北里崇三郎博士ヲ推シ、事務所ヲ東京市療養所内ニ設クルコトニ決シタリ、斯クテ此年3月機關雜誌「結核」第1號ヲ發行シ、越エテ4月2、3日ノ兩日東京ニ於テ第1回總會ヲ開催セリ。

## 第2回會議 大正13年4月

大阪市主催、大阪市役所ニ於テ、內務省ヨリノ出席ハ高野豫防課長、佐藤技師等  
內務省諮問事項

1. 結核療養所ヲ中心トセル結核豫防ニ關スル具體的方法如何
2. 各療養所ノ擴張計畫ニ關スル意見如何
3. 各療養所ニ於ケル兒童結核ノ治療及豫防ニ關スル現況如何

## 所長議案

1. 前回ノ會議ニ於ケル議題ニツキ報告又ハ再協議スベキ件
2. 有料患者ヲ收容スル場合ノ障礙ニ關スル攻究ノ件
3. 各療養所ノ經營ニ關スル件
  - イ、賄關係
  - ロ、糞尿、汚水ノ處理方法
  - ハ、各種ノ熱源

ニ、非常時ニ於ケル救急施設

ホ、給與品ノ範圍

4. 各療養所相互ノ聯絡ニ關スル件(年報、豫算、收容、新施設等ノ通告)
5. 法令ニヨル患者家族ノ生活補給費ノ活用ニ關スル件
6. 従務員ノ優遇法ニ關スル件
7. 國家及社會ヲシテ結核撲滅ヲ重視セシムル方法攻究ノ件
8. 結核病者届出ニ關スル件
9. 結核撲滅事業ノ事實の進歩ヲ促ス方法攻究ノ件
10. 療養所ノ附屬事業トシテ市内ニ結核相談所ヲ設クルノ件
11. 他救濟機關トノ聯絡ニ關スル件
12. 各市療養所ノ收容患者數ニ關スル件
13. 地方ニ於ケル結核處女地ノ疫學の調査ヲ内務省ニ建議スルノ件
14. 國立結核研究所ノ設置ヲ建議スルノ件(起草委員トシテ有馬、田澤兩氏選バレ内務文部兩大臣ニ提出スルコトトナル、其建議書ハ左ニ掲グル通り)
15. 次回開催ニ關スル件

### 建議書

結核ノ慘害ハ世界人類ノ均シク蒙ル所ナレドモ治平ニ在ル文明國民中結核死亡數最も多キモノ我國ヲ以テ第一トナス國民ノ生存及産業上ノ脅威誠ニ寒心ニ堪ヘザルナリ然ルニ本邦未ダ特ニ之ガ研究ヲ目的トセル國家的機關ヲ有セザルハ吾人ノ夙ニ遺憾トスル所ニシテ國民ノ不幸亦甚ダント云フベシ

曩ニ大正11年5月政府當局者ノ指示ニ從ヒ第1回結核療養所長會議ノ東京ニ開催セララル、ヤ結核研究費特別支出ノ問題ニ就テ協議シ政府當局モ亦其主旨ヲ諒トセラレタリシガ同會議ニ於テ議決セラレタル結核學會ハ既ニ第2回總會ヲ終ヘテ一般ノ進歩ヲ示セル時機ニ到着セルヲ以テ此研究勃興ノ秋ニ際シ進テ國立結核研究所ヲ設立シテ其勢ヲ助長シ大ニ實績ヲ擧ゲシメバ眞ニ人類ノ幸福ニ寄與スル所大ナルモノアラン

茲ニ第2回結核療養所長會議ニ於ケル議決ニヨリ國

立結核研究所設立ノ議及建議候也

大正13年7月

福島縣立同春園長 川井重之  
 横濱市療養院長 高橋省三郎  
 新潟市有明療養所長 竹山九朗  
 東京市療養所長 田澤録二  
 長崎市立療養所長 中山貞次郎  
 神戸市立屯田療養所長 前田三郎  
 大阪市立刀根山療養所長 有馬頼吉  
 京都市立宇多野療養所長 三戸時雄  
 名古屋市八事療養所長 服部貞吉

内務大臣 若槻禮次郎殿(別通)  
 文部大臣 岡田良平殿

### 第3回會議 大正14年4月

福岡市ニ於テ、内務省ヨリ出席者佐藤技師。

内務省諮問事項

國際聯盟ヨリ各國へ諮問セル結核死亡率減少ノ原因ニ關スル意見

各所長ヨリノ提出議案

1. 昨年ノ所長會議ニ於テ決議シテ内務及文部兩大臣へ提出シタル國立結核研究所設置ニ關スル件  
 經過及ビ現況ノ説明アリ
2. 結核研究費國庫補助ニ關スル件  
 文部省ノ自然科學研究費ノ一部ヲ受クベキヤウ願出ヅルコト
3. 結核病處女地ノ調査ニ關スルノ件  
 昨年内務省へ建議シタル所未ダ著手サレザル故更ニ内務省當局へ建議スルコトニ決ス。
4. 結核相談所開設ニ關スル件  
 前2回所長會議ニテ提議シタル所其後東京及ビ神戸ニ於テ兎ニ角開始セラレ成績亦頗ル良好ナレドモ試驗的ニ勞力寄附等ニ依リ居レルモノアル故一層内務省當局ヨリモ其促進ヲ計ラレタキ様建議スルニ決ス。
5. 結核療養所職員ノ優遇ニ關スル件  
 現今ノ諸種衛生施設中結核療養所ハ最モ人ヲ得難キ實情アルニ拘ハラズ、其職員ニハ全ク優遇ノ道ナク人材ヲ得ルニ難シ、斯クテハ現下ノ重要ナル公衆衛生事業ノ核心ハ其進歩ニ一重大支障ヲ感ズル次第ナル故、當局者ノ慎重ナル考慮ヲ請フ

コトヲ決議ス。

6. 内務省ト 結核療養所トノ 直接聯絡ニ關スル件
7. 實地ニ密接ナル學術問題ニ關シテ内務省ヨリ療養所長會議ニ若クハ同會ヲ通ジテ日本結核病學會ニ諮問スルノ道ヲ開カレンコトヲ其筋ニ建議スルノ件
8. 府縣立療養所ニ對スル國庫補助ヲ結核豫防法ニ依ル市立療養所ト同様ニ扱ハレタキ様政府當局ヘ開陳スルノ件

#### 第 4 回會議 大正 15 年 4 月

内務省會議室ニ於テ、議長山田衛生局長。

##### 内務省諮問事項

1. 市立結核診療所設置ニ關スル件、

(結核診療所ト云フハ早期診断所トカ相談所トカ云フ種類ノモノヲ全部包括シテノ問題トシテ議セラレタリ)。

討議、斯種機關ノ必要缺ク可ラザル有效ナル施設ナル事ハ論ヲ俟タザル所ナレドモ、其施行方法ニ依リテハ必ズシモ好成绩ヲ擧グル能ハザル可シ、之ニ關シ外國及ビ我邦各方面ノ例ヲ引キテ精細ナル説明ヲ下サレ、一面ニハ又國庫補助ヲ俟タズシテ實施セシムル様獎勵シタシトノ意見モ出テタリ、結局各市療養所ノ附屬機關又ハ出張所トシテ、市内適當ノ場所ニ設クルヲ最モ實施シ易クシテ最モ有效ナルモノヲ作り得ベシトノ意見ニ一致シタリ、而シテ若シ新設出來難キ場合ニハ各療養所ニ外來診療所ヲ附設スレバ、最モ機宜ニ適シタルモノト認メ、各療養所ニ於テ最低限度幾何ノ増額ヲナセバ開設シ得ルヤ毎年ノ經常費ヲ調査シテ内務當局ニ提出スルコトニ決シタリ、但シ市設機關トシ、又ハ他ノ事業團體ノ附屬機關トシテ此ノ外向多數ノ施設ヲ見ルハ多々益々歡迎スベキコト勿論ナルヲ以テ、如上療養所附屬機關トシテ診療所ハ單ニ療養所ノ立場ニ基イテ考ヘテ見タ意見デアリ、半面ニハ療養所ノ機能ヲ完全ナラシムル目的ヲモ包含シテ述べタル意見ナリトス。

尙他ノ團體ノ事業トノ關係ニ依テハ右ノ療養所附屬診療所ハ療養所ヘノ入所申込者又ハ退所者ノミニ就テ診察又ハ診療ヲ實施スルコトニ限ルモ一案トセラレタリ。

##### 所長議案

1. 公立療養所ノ患者收容方針一定ニ關スル件
2. 公立療養所ニ有料患者收容ノ可否
3. 第 1 回會議以來ノ未決案處理ノ件
4. 府縣立結核療養所設立ノ件
5. 現存府縣立結核療養所ニ對シ補助増額ノ件

6. 結核豫防「デー」ニ對スル具體案
7. 看護婦ノ結核教育ノ件

看護婦ニ結核ニ關スル特殊教育ヲ施シ又其卒業者ニ特殊免狀ヲ下附スルノ意味ニテ、内務省ニ於テ講究セラルルコトナレリ。

8. 實地看護婦ノ使用ノ件

看護婦免狀ヲ有セザルモ結核看護ニ就テ經驗多キ者ニハ實地看護婦トシテ之レヲ認ムルノ途ヲ講ズレバ結核看護ニ從事スル看護婦採用ノ困難ナル今日ノ社會狀態ヲ對シテモ、結核治癒後ノ婦人職業難等ニ對シテモ共有有效ナラズヤトノ案ニシテ内務省ニ於テ講究サルルコトナレリ。

9. 罹病者就職ノ件

公立療養所ニ於テハ結核恢復期後ノ半健康者ヲ低額ノ賃金ニテ療養所ニ採用シ得ルノ制度ヲ定ムレバ療養所ノ經濟ニ於テモ恢復者ノ始末ニ就テモ何レニモ便宜ナル如キ結果ヲ來サントノ意味ニテ贊成者多ク、互ニ其ノ意見ヲ交換セリ。

10. 療養所建造物ノ特別施設竝ニ増築等ノ許可願ニ對シ 1 年以上モ内務省ヨリ可否ノ指定ナキ場合ニハ吾々當事者トシテハ甚ダ苦シキ立場ニ置カル、斯カル際ニハ他ノ療養所ニテハ如何ニ處理セラル、ヤ。

11. 市立結核療養所ノ設置ハ指令ニヨルトスルモ豫算ハ當該市ノ自由トシ之ニ對シ相當ノ補助ヲ與ヘラル、コト

12. 結核豫防及治療ニ關スル賣藥等誇大ノ廣告ヲ嚴ニ取締ルコト

13. 所長會議ヲ内務省ヨリ召集セラルルコト

14. 結核療養指導書編纂ノ件

第 1 回會議以來ノ未決事項再議

1. 各療養所統計方式統一ノ件

- 2. 所員待遇法並ニ結核罹病時ノ待遇
- 3. 療養所ニ勤務シタル 優良看護婦ニハ 結核患者看護婦適任證書ヲ授與スルノ件
- 4. 他ノ救助機關トノ聯絡ノ件並ニ輕快患者退所後ニ於ケル特別保護機關ノ必要有無
- 5. 療養所ノ全能ヲ發揮セシムル方法
- 6. 學齡兒童教養ノ件
- 7. 有料病室設置ノ件
- 8. 法令ニ依ル 患者家族ノ 生活補給費ノ活用ニ關スル件
- 9. 結核撲滅事業ノ事實ノ進歩ヲ促ス方法攻究ノ件
- 10. 地方ニ於ケル 結核處女地ノ 疫學的調査ヲ 內務省ニ建議スルノ件
- 11. 結核研究費國庫補助ニ關スル件

(文部省ノ自然科學研究費ノ一部ヲ受クベキヤウ願出ゾルコト)

獎勵優遇ノ目的ヲ以テ何等カ適當ノ機會アラハ研究費ヲ療養所ヘ割クルベキ様重ネテ各所長ヨリ希望アリ內務省ニ於テ注意シ置カル、コト、ナレリ。

**第5回會議 昭和2年4月**

京都市主催、岡崎公園内工藝館ニ於テ、內務省ヨリノ出席ハ佐藤、吉見兩技師。

**內務省諮問事項**

- 1. 結核相談所ノ設置經營ニ關スル實況如何
- 2. 巡回看護婦ノ養成ニ關スル意見

此ノ諮問ニ對シ東京市療養所長ヨリ述ベタル所次ノ如シ。

「肺結核患者ノ運命ハ診斷時期ノ早晚及ビ療養法ノ適否ニ大ナル關係ヲ有スルヲ以テ結核早期診斷所又ハ相談所ノ設置ハ結核撲滅上緊急切實ノ問題タルニ拘ハラズ、東京市トシテ未ダ其實現ヲ見ルニ至ラズ多年同志ノ提議ヲ空シク葬ラシハ全ク遺憾ニ堪エザリシガ、大正14年ニ東京市衛生課ノ有志醫師等ハ佛國ヨリ贈ラレタル組立家屋其他設備品ノ本市ニ移管セラレタルヲ好機トシ、田村衛生課長ノ斡旋ニ依テ、之レヲ小石川區大塚辻町18番地舊養育院跡ニ建設シ、3月1日ヨリ結核相談所ヲ開始シ、取敢ヘズ衛生課關係醫師ノ勞務提供ヲ以テ、早期診斷其他ノ相談ニ應ズル

コトトナリ、田澤氏所長トシテ其運營ヲ一任セラル。最初ノ陣容ハ同課内各方面ノ醫師ヲ以テ整ヘタルモ、其後種々ノ事情ニテ出動不可能トナレル者多ク、遂ニ獨リ東京市療養所醫局員ノミヲ以テ行フニ至レリ。療養所ヨリハ最初ハ田澤氏ノ外遠藤、溝淵、村尾、涌谷、春木、佐々ノ六氏ナリシガ、後次第ニ其數ヲ増シ結局、柴田、鴻上、持木、加藤、熊谷、寺尾、高橋、石川、矢部、鈴木、小林、黒丸、佐々木ノ全醫員ノ交代出動ヲ見ルニ至レリ。

同時ニ又市衛生課ニ於テハ極力之レガ趣旨宣傳ニカメタリ、然ルニ受診者ハ極メテ少ク、左表ノ如キ數ニ止マレリ。而カモ薬剤ノ投與ヲ望ム再來者ノミ次第ニ増加シ、新來者ハ漸次減少セリ、故ニ結核相談ノ實施ニ對シテハ公衆ノ啓蒙開發ハ喫緊ノ先決問題トナリ、權威アル結核相談所ガ世間ニ向テ實效ヲ示ス實物教育ガ最モ大切ト考ヘララルニ至レリ。

東京市衛生課結核相談所月別患者取扱數 (昭和14年)

月別	種別			再來患者			合計
	新來患者	男	女	男	女	計	
3月	68	27	95	7	5	12	107
4月	55	20	75	28	15	43	118
5月	22	13	35	23	5	28	63
6月	32	16	48	21	6	27	75
7月	29	14	43	23	12	35	78
8月	0	0	0	0	0	0	0
9月	31	12	43	22	18	40	83
10月	31	12	43	44	24	88	111
11月	41	12	53	80	33	113	166
12月	21	16	37	74	34	108	145
計	330	142	472	322	152	474	946

(備考) 8月ハ暑中ノ爲休止ス。

然ルニ大正15年3月東京市ハ此建物ヲ撤去シテ敷地ヲ利用セザル可ラザルニ至レルヲ以テ折角多年ノ願望ヲ達セントシタル此ノ相談所ヲ廢止ノ止ムナキニ至レリ、爾來其事業ノ繼續トシテ、ソレヲ東京市療養所内ヘ引上ケ日本福祉會ノ事業トシテ繼續シ居レルモ外來ノ受診者ヲ招致スルコトハ不可能ナルヲ以テ、自然ニ發生セル要求丈ケヲ滿タン居ル程度ニ過ギザル状態ヲ述ブ。

之レニ次テ神戸其他ヨリモ夫々現在ノ實況ヲ報告シ、何レモ療養所ニ外來的ニ結核相談所ヲ附設スルコト

ノ必要ヲ力説シ、結局之レニ關シ何等ノ規程ヲ有セザル現行結核豫防法ノ改正ヲ必要トシ、内務大臣ニ建議スルコトトナリ、田澤、前田兩氏起草委員ニ選バル。第二ノ問題ニ對シテハ田澤氏ヨリ東京市療養所ニ於テ「ソシアル・サービス」事業ノ一方面トシテ實行シ來レル過去2年間ノ成績ヲ統計表トシテ報告シ、ソレニ依テ今年ヨリ事務局ノ一部ニ社會部掛ヲ設クルコトトナレルヲ述ブ。

各所長共療養所ノ運用及ビ結核撲滅事業ノ徹底上之レヲ極メテ必要ナリト認ムルニ一致シ、ソノ養成方法トシテハ公立療養所中教育機關ノ備ハレル所ニ於テ之レヲ擔當シ、普通ノ看護婦免狀ヲ有スル者ニ對シテ單ニ結核看護指導ニ關スル特殊知識ヲ授クルコトトスベキヲ述ベタリ。

序ニ、未ダ看護婦免狀ヲ有セザル者ニ對シテ單ニ結核看護ニ關スル特殊知識ヲ授ケ特殊看護婦ヲ養成スルノ必要モ説カレ、政府ノ善處ヲ方希望セリ。

#### 所長議案

1. 結核統計様式中職業別ニ就テノ疑義
2. 療養所職員ガ結核若クハ其ノ他ノ疾病ニ罹患シタル場合ニ於ケル待遇及處置
3. 職員ノ職務感染ト認ムベキ範圍如何
4. 療養所従事員ヲ獎勵シテ精神的充實ヲ期セシムルノ件
5. 療養所長會議開催手續ニ關スル件
6. 療養所ノ成績ヲ世間ニ紹介シテ結核撲滅事業ニ貢獻スルノ件
7. 豫防宣傳ニ就キ社會ヘ向テ實行方法ヲ指導スルタメ療養所ノ活動ヲ一致スル方法
8. 療養所附帶事業案設定ニ關スル件
9. 今年ノ結核豫防「デー」ニ對スル件
10. 他ノ各種療養所又ハ結核撲滅事業關係者ト提携ノ件
11. 療養所聯盟組織ニ就テ
12. 日本結核豫防協會ノ招致ニ對スル件
13. 同會議ニ代表者ヲ送ル場合ノ議案ニ關スル件
14. 療養所患者ノ賄ニ關スル件

#### 第 6 回會議 昭和 3 年 4 月

内務省會議室ニ於テ、議長山田衛生局長、高

野豫防課長。

#### 内務省諮問事項

1. 結核療養所構造設備ノ合理的標準如何
2. 公立結核療養所年報様式中改正ノ件

#### 所長議案

1. 公立結核療養所ヘノ無料收容ニ就テハ屍體解剖ノ條件ヲ附記スルコト
2. 療養所入所患者ニシテ食費負擔可能ノ者ヨリハ之ヲ徴收スルノ件
3. 各療養所ノ事業ヲ一律ナラシムル方法ニ關スル件
  - (イ) 統計ニ就テノ研究
  - (ロ) 結核相談所ノ件(建議案ノ審議)
  - (ハ) 巡回看護婦講習會開催ノ件
4. 療養所事業ノ國家の統一機運ヲ促スノ件
5. 結核豫防協會加盟ニ關スル件
6. 今年ノ結核豫防「デー」ニ對スル件
7. 次回ノ開催地及幹事選定ニ關スル件

前記第三議題(ロ)項結核相談所設立要望ニ關スル前年ノ決議ニ基キテ、會議席上調印提出セル建議左ノ如シ。

#### 結核豫防法改正ニ關スル建議

昨年ノ公立療養所長會議ニ於テ内務省ノ諮問案タリシ結核相談所ノ新設ハ現今ノ各市結核撲滅事業ノ狀況ヨリ論ズレバ極メテ緊急ヲ要スル施設ナルコト當時充分開陳シタル所ニ有之殊ニ各結核療養所ニ附屬ノ相談所ヲ有スルコトハ療養所自己ノ能率ヲ大ナラシムル所以ナルヲ力説シタル次第ニ有之候其ノ結果各療養所ニ於テ之ヲ開設シ得ル最低經費ヲ調査報告スルコト、ナリ昨年ノ所長會議ノ機會ニ提出致置候然ルニ同會議ニ於ケル討議ニ當リ各療養所ニ於テハ附帶事業トシテ結核相談所ヲ開設セン爲メニハ現行結核豫防法ニ依ル結核療養所ハ

1. 同法第 6 條ニ依ル療養ノ途ナキ結核患者
2. 第 7 條ニ依ル地方長官ノ命令患者
3. 第 10 條ニ依ル他ノ公共團體ノ委託患者ヲ隔離收容スルコトノミヲ規定セラレ居リ外來患者診療ニ就テハ何等規程スル所無之候

今日全國公立療養所ノ結核病牀ハ僅々2000内外ニ有之ニ私設機關ノ病牀ヲ千數百ト概測計算スルモ全國ヲ通ジテ三千數百ノ病牀ヲ有スルニ過ギザル狀況ニ有之候加之結核病ハ比較的長期ノ療養ヲ必要トスル結果其ノ病牀利用率ハ著シク低下シテ1年約七、八千乃至一萬内外ノ收容ヲ爲シ得ルニ止マリ結核死亡者十萬罹病者幾十萬ナルヲ知ラザル結核撲滅ノ大事業ニ對シテハ單ニ最少ノ施設ヲ有スト言フ程度ニ過ギザルハ寔ニ寒心ニ堪ヘザル次第ニ有之候

然ルニ療養所ヲ設置スル各市又ハ其ノ然ラザル各公共團體ヲ通ジ最近財政逼迫今俄カニ病牀ノ増設又ハ新事業ノ開始一ハ大ナル困難ヲ感ズル時期ニアルヲ以テ療養所ノ使命ヲ擴充シ外來診療ヲモ併セ行ヒ得ル規程ノ下ニ療養所若シクハ市内適當ノ場所ニ於テ附屬結核相談所ヲ開設シ入所ニ關スル相談ニ應ゼシムル外入所希望患者ノ停滯セルモノ又ハ退所後ノ患者ニ對シ診療ヲ行ハシメ且之ニ巡回看護婦ヲ附屬セシムルハ療養所ノ結核撲滅事業ニ於ケル使命及成績ヲ充實セシムルニ好果大ナリト斷ズルヲ得ベシト相信ジ申候

依テ結核療養所ヲ設置スル公共團體ハ必要ヲ認ムル場合ニ於テハ結核患者ニシテ療養ノ途ナキ者ニ對シ外來診療ヲ施シ又ハ其ノ他結核相談所トシテ必要ナル諸事業ヲ行ヒ得ル様關係法令ノ改正方御設議相煩シ度ク全國公立療養所長會議ノ決議ニ依リ及建議候也

追テ各療養所ニ於テハ其ノ附帶事業トシテ現ニ結核相談所ノ如キ施設ヲ實行中ノモノ2、3アリト雖モ法令ノ根據ナキ爲之ガ經費要員ヲ得ルコト至難ニシテ所員ノ犠牲的奉仕ニヨリ辛ジテ實施セル狀況ニシテ充分ノ運用ヲ期待シ難キニツキ法令ノ改正ニ伴ヒ必要ナル經費ヲ得テ結核事業ニ寄與致度キ趣旨ニ有之之ヲ國家的ニ見ルモ療養所ノ施設ヲ利用シテ結核相談所事業ヲ行ハシムルハ結核撲滅事業上最少ノ費用ヲ以テ比較的多大ノ好果ヲ收ムルヲ得ベキ捷徑ナリト確信スル次第ニ有之候

昭和3年4月

全國公立療養所長

函館市 柏野療養所長 齋藤與一郎  
東京市 療養所長 田澤鏢二  
京都市 宇多野療養所長 三戸時雄  
大阪 刀根山療養所長 太繩壽郎  
横濱市 療養所長 村尾圭介  
神戸市 屯田療養所長 前田三郎  
長崎市 療養所長 中山貞次郎  
新潟市 有明療養所長 竹山九郎  
名古屋市 八事療養所長 服部貞吉  
静岡市 療養所長 尾高憲作  
岐阜市 療養所長 大橋員惠  
福島縣 立回春園長 川井重之  
金澤市 若松療養所長 小池龜代治  
岡山市 半田療養所長 加藤誠治  
福岡市 屋形原病院長 大園英夫

内務大臣 望月圭介殿

#### 第7回會議 昭和4年7月

函館市主催、市役所會議室ニ於テ、内務省ヨリ出席佐藤技師、四谷颯、北海道廳ヨリ臨席石井麟祥氏。

内務省諮問事項

1. 結核療養事業ノ經驗ニ鑑ミ公衆ノ豫防思想啓發上喫緊ト認メラルル事項如何

所長議案

1. 健康保險被保險患者ノ收容ニ關スル件
2. 各都市ニ於ケル結核相談所及巡回看護婦制度ノ實況ニ關スル件

前年内務大臣へ建議シタル點ニ就テハ内務省ニ於テモ目下研究中ナル由、尙現在ニ於テモ豫防法令ノ改正ハナクとも、療養所費ノ中へ含メテ、豫算ヲ取り置キ補助ヲ請求スレバ内務省トシテハ、他ノ所費ト共ニ、一律ニ補助ヲ支出スルニ何等ノ差支ヘナシトノ内意ヲ明示セラレタリ。

東京ノ福滋會事業ノ報告ニ次テ、大阪ヨリモ療養所員ノ手ニテ市民館ニ於テ外來診察ヲナシテ處方箋ヲ出シ同館藥局ニテ投藥シ居レルコトヲ述べ、京都ニテハ毎週水曜午後ニ1時間ダケ外來診療ヲナスコトヲ述べ。

3. 自費患者ノ取扱ノ實績ニ關スル件(撤回)
  4. 職員竝ニ一般經常費等療養所經營ノ内容ニ關スル件
  5. 療養所職員ノ結核罹患者待遇ニ關スル理論討究ノ件
  6. 患者慰安方法討究ニ關スル件
  7. 小學校及青年訓練所ニ於テ結核豫防ヲ中心トセル衛生教育ノ實施方法討究ニ關スル件
  8. 學生生徒職工店員等ノ健康診査ニ檢温檢脈檢尿ヲナシ出來得ベクンバX線診査ヲ行ハシムルノ件及國立豫防院設立ニ關スル建議ノ件
  9. 療養所ノ設計ニ關スル具體的標準ニ關スル件
  10. 前年ノ建議事項ニ就キ重ネテ上申ヲ爲スノ件
  11. 結核豫防法ニ據ル療養所事業ト社會事業トノ關係ニ關スル件
  12. 肺結核病期臨牀上分類ノ統一ニ關スル件
  13. 結核療養所ノ機能増進上豫防法中へ收容患者ノ病期略定方ニ關スル件
  14. 結核病院設立ノ必要ヲ社會ニ周知セシムルガ爲豫防法中へ「療養所又ハ病院」ナル字句插入方ニ關スル件
  15. 公立療養所長會議ヲ内務省ニテ召集スルノ件
  16. 公私立療養所長懇親會ノ件
  17. 結核豫防協會へノ代表者出席方ノ件及之ガ報告ニ關スル件
  18. 次回ノ開催地及地方幹事選定ニ關スル件
  19. 結核事業従業員ニ對スル講習會開催ノ件
- 第 8 回會議 昭和 5 年 4 月**

神戸市主催、同市廳會議室ニ於テ、内務省ヨリノ出席ハ佐藤技師、四谷屬。

#### 内務省諮問事項

1. 結核療養所ノ經濟的經營方法如何  
所長議案
1. 療養所統計轉歸別ノ中全治ノ一項削除ノ

件

2. 各公立療養所患者中死亡者ノ統計編入ニ關スル件
  3. 入所患者職業別統計ノ件
  4. 肺結核ノ病氣分類協定ノ件
  5. 療養所患者ノ主食物ニ關スル件
  6. 醫用氣象學調査研究ノ件
  7. 重症患者ノ慰安方法ニ關スル件
  8. 結核豫防「デー」ニ關スル件
  9. 前年ノ議題再議ノ件
    - (1) 療養所ノ聯絡ニ關スル件
      - 1) 經營ニ關シ
        - イ、内務省へノ答申ニ就テ
        - ロ、職員ノ結核患者待遇ニ就イテ
      - 2) 診療ニ關シテ
      - 3) 患者慰安方法ニ關シテ
      - 4) 各療養所員ノ親睦提携ニ關シテ、機關紙ニ關スル件
    - (2) 建築設計ニ關スル具體的標準答申ノ件
    - (3) 社會事業トシテ進出ニ關スル件
      - 1) 救護事業關係
      - 2) 社會教育關係
    - (4) 他ノ私立又ハ私設團體ノ療養所長トノ懇親會開催ニ關スル件
    - (5) 建議案ノ件
    - (6) 健康保險被保險患者ノ收容ニ關スル件
    - (7) 公立療養所長會議ヲ内務省ニテ召集セラレタキノ件
  10. 結核豫防協會へ代表者出席ノ件
  11. 所長會議開催期日ノ件
  12. 次回ノ開催地及地方幹事選定ニ關スル件
- 第 9 回會議 昭和 6 年 4 月**

内務省會議室ニ於テ、議長赤木衛生局長、高野豫防課長。

#### 内務省諮問事項

1. 結核發病豫防ノ實際的施設如何  
所長議案
1. 療養所ニ於ケル思想善導ノ件
2. 國立豫防院設立建議ノ件

3. 療養ノ途ナキ市民ノ定義及ビ大都市近郊ニ於ケル結核患者救療ニ關スル件
4. 療養ノ途ナキ患者ニ對スル救療ノ限度ニ關スル件
5. 經常費國庫補助金額ニ關スル件
6. 輕快退院患者ニ對シ職業指導ノ途ヲ講ズル件
7. 患者收容施設ノ種類名稱ニ關スル件
8. 地方廳ニ結核豫防醫官設置ノ件
9. 結核外來診療所設置ニ關スル件
10. 療養所間ノ病期分類ニ關スル一提案
11. 人工氣胸協會創立ニ就テ
12. 公立療養所長會議ニ私設團體療養所長參加ノ件
13. 日本結核病學會總會ト日本中央結核豫防協會總會トヲ同一地ニ同期日頃ニ聯合又ハ合同シテ開催スルコトヲ建議スルノ件
14. 各種對結核團體ノ聯盟組織催進ノ件
15. 職員看護婦以下傭人並ビニ患者間ニ於ケル過激思想宣傳ニ對スル態度ノ件
16. 輕快患者退所後又ハ退所前一定期間監視ノ件
17. 結核患者統計ニ於ケル職業別ノ件
18. 所長會議ノ際各療養所監督事務擔當者(衛生課長ノ如キ)列席ヲ求ムル件
19. 收容患者家族全員體格檢査施行ノ件
20. 治療ノ傍ラ輕快セル開放性患者ニ屋內勞動ヲ許ストセバ如何ナル種類ノ仕事ヲ許スベキカ
21. 入院患者間ニ於ケル雜誌又ハ文書共同發刊ニ對スル取締ノ件

#### 第10回會議 昭和7年4月

名古屋市主催、名古屋市公會堂ニ於テ、議長高野内務省豫防課長。

##### 内務省諮問事項

1. 療養知識啓發ノ方法如何  
所長議案
1. 結核豫防法ノ徹底ニ關スル件
2. 結核豫防方法重要點ノ考究討議ニ關スル件

3. 小學生徒入學ノ際マントー氏法ヲ實施スル件ヲ内務、文部兩大臣ヘ建議スル件
4. 公立療養所ノ終了日誌統一ノ件
5. 患者交換治療ノ件
6. 結核豫防救護事業ノ財源問題ニ就イテ
7. 病期分類協定ノ件
8. 放送局公納金活用ノ件

#### 第11回會議 昭和8年4月

京都市主催、岡崎公園京都市公會堂ニ於テ、内務省ヨリ高野豫防課長及佐々木屬出席。

##### 内務省諮問事項

1. 現行結核豫防法改正意見如何  
此諮問ニ對スル各所長ノ答申ニ綜括附記セルモノヲ次ニ：一

昭和8年9月29日

公立療養所長會議幹事 田澤 錄 二

内務省衛生局長 大島 辰次 郎殿

結核豫防法改正ニ關スル御諮問答申ノ儀上文ノ通り公立療養所長各自ノ意見ヲ一括シテ提出ニ及ビ候處結核豫防法ノ改正ハ我が國ノ結核豫防事業ノ根本ヲ確立スル重大事業ニ有之、公立療養所長會議トシテモ過去12年間年々内務省當局御指導ノ下ニ討議考究ヲ重ネ來リタル重要案件ハ多クハ之ニ關聯致シ居ル實情ニ候故、茲ニ更ニ各所長ノ共同ヲ以テ二、三ノ大綱ヲ具陳致置候何卒專任者多年ノ叫ビトシテ、結核豫防ノ大業ノ爲十分ノ御酌量ヲ仰ギタク奉願上候。

尙參考トシテ今回ノ答申事項及ビ年々ノ所長會議議題ニシテ本共同答申ノ各項ニ該當セルモノヲ對照記載シテ添付致置候間御清覽ヲ仰ギ度候

結核豫防法改正御諮問ニ對スル答申

結核療養所設置命令發布以來20年現行結核豫防法發布以來15年ニシテ而モ結核療養所ノ發達甚々遅々タル現状ヲ見レバ其ノ原因ヲ追究シテ之ニ一改革ヲ加フルニ非ザレバ結核豫防ノ前途百年河清ヲ待ツノ類ニアラザルナキト存セラレ候 療養所設置ヲ命セラルベキ人口5萬以上ノ都市75ニシテ其ノ内兎ニ角療養所ヲ設ケタルハ僅カ16ニ過ギザルヲ以テ痛切ニ之ヲ感ジ候

蓋シ結核豫防ノ如キ難事業ハ國家自ラ實行ノ中心ニ立テ公共團體其ノ他ノ力ヲ糾合シテ統一シタル組織ノ下ニ全國ヲ通ジテ可及的冗費ヲ省クニ努メ一途

金能率ノ増進ト事業實績ノ向上ニカムルニアラザレバ完成不可能ト考ヘラレ、結局財政の失敗ニ終ルナカラシメ其ノ實行方法ニ一大變革ヲ加ヘラルベキコトハ之レ結核豫防法改正ノ根本方針ナラザルベカラズト存セラレ候 依テ左ニ之ニ關スル二、三ノ要項ヲ具シ御諮問ノ答申ト致シ候

1. 結核豫防事業ニ一定ノ國家の大系ヲ樹立セラレ經費能率ノ増進ト事業實績ノ向上ニ適セシムルヤウ豫防法ノ立前ヲ改メラレムコトヲ望ム

之レニ依テ例ヘバ國費支出、職員ノ國家の待遇等ニ就テハ府縣立タルト公共團體立タル如キ爾他ノ制度ノ別ニ從ツテ差等ノ設ケラル、如キ事ナク自主的ニ専ラ結核豫防事業ノ實質ニ立脚セラレ又事業ノ經營ニ就テハ行政區域ノ如何ニ拘ラズ地理的便宜ニ從ツテ經濟本位ニ聯繫合同スルヲ促サル、等スベテ全國的ニ考ヘテ實績昂上ト能率増進ノ道ヲ開カル、コトヲ得バ今後ノ事業發達ニ多大ノ光明ヲ加フルモノト信ゼラル

若シ又重要施設ノ敷地、主要職員ノ配置、従業員ノ保護獎勵等ニ付キ政府ニ於テ一層ノ配慮ヲ加ヘラルレバ新施設ノ勃興ト既成機關ノ聯絡統一發展ニ裨益スル所多大ナルベシト考ヘラル

2. 患者收容施設ノ迅速ナル擴充整備ヲ法令條項ニ依テ促カサレ之レニ依リテ旁々結核患者届出制度實施ノ障碍ヲ除カレ結核豫防事業ノ完璧ヲ期セラレンコトヲ望ム

3. 結核豫防相談所ノ勃興ヲ圖ルニ適切ナル條項ヲ加ヘ、結核豫防事業ノ第一線ノ働キヲ完全ナラシメラレンコトヲ望ム

4. 發病防止乃至早期診斷、早期治療ノ要訣トシテ健康診査及ビ豫防院の施設ノ價值ヲ一般醫家及ビ公衆ノ間ニ十分諒解セシメ現行豫防法ニ擧ゲラレタル健康診査ノ一層徹底セシムルノ活動ニ便宜ナル條項ヲ設ケ、結核豫防ノ必要事業範圍縮小ト經費節減ニ資セラレンコトヲ望ム

5. 結核病ノ學術研究未ダ大成セズ、結核従業員及ビ一般公衆ノ結核知識亦頗ル貧弱ナル現狀ニ鑑ミ結核病ニ關スル研究指導ヲ結核豫防事業ノ根本要項ト見做サレ、療養所ヲシテ其ノ研究及ビ講習ノ重要機關タラシメ、結核豫防相談所ヲシテ之カ普及ノ實行機關タラシムルニ適當ナル條項ヲ設ケラレンコトヲ望ム

右各所長共同シテ答申ニ及ビ候也

○各所長答申事項ノ中、本共同答申各項ノ精神ニ該當スルモノノ大體左ノ如シ。

第 1 項ニ該當スルモノ

- (1) 國庫補助ニ關スル件
- (2) 療養所職員數ノ件(第 2 項ニモ該當ス)
- (3) 職員ニ對スル國家的優遇ノ件
- (4) 不健康業務加算ノ件

第 2 項ニ該當スルモノ

- (1) 療養所設置命令範圍擴大ノ件
- (2) 一定年限内ニ一定病牀數設備ノ件
- (3) 兒童、大人隔離ノ件
- (4) 有料制度ニ關スル件
- (5) 療養所、病院ノ建築物規定ノ件
- (6) 「結核病院」ノ名稱挿入ノ件
- (7) 結核患者届出ノ件

第 3 項ニ該當スルモノ

健康相談所、早期診療所、巡回看護婦等ノ件

第 4 項ニ該當スルモノ

- (1) 小中學程度教員ノ健康診査ノ件
- (2) 小中學學生等ニ關スル特殊檢査ノ件
- (3) 小學校専任校醫ノ件

第 5 項ニ該當スルモノ

- (1) 研究費ノ件
- (2) 屍體病理解剖ノ件

○尙年々ノ公立療養所長會議議題ニシテ、本共同答申各項ノ精神ニ該當スルモノノ例大體ニ左ノ如シ(第何回ハ第何回會議ノ意、内務省諮問事項トアル他ハ凡テ所長側議案)。

第 1 項ニ該當スルモノ

1. 所員ノ移動及待遇ニ關スル件

(第 1 回内務省諮問事項)

1. 所員待遇法竝ニ結核罹患時ノ待遇 (第 1 回)

1. 療養所ニ勤務シタル優良看護婦ニハ結核患者看護適任證書ヲ授與スルノ件 (第 1 回)

1. 療養所設置反對運動ニ對スル當局者ノ方針ヲ承知シタシ (第 1 回)

1. 他ノ公設救助機關トノ聯絡ノ件、竝ニ輕快患者退所後ニ於ケル特別機關ノ必要ノ有無 (第 1 回)

1. 他救助機關トノ聯絡ニ關スル件 (第 2 回)

1. 従業員ノ優遇法ニ關スル件 (第 2 回)

1. 各療養所相互ノ聯絡ニ關スル件 (第 2 回)

1. 結核療養所職員ノ優遇ニ關スル件 (第3回)
1. 内務省ト結核療養所トノ直接聯絡ニ關スル件 (第3回)
1. 府縣立療養所ニ對スル國庫補助ヲ結核豫防法ニ依ル市立療養所ト同様ニ扱ハレタキヤウ政府當局ヘ開陳スル件 (第3回)
1. 公立療養所ノ患者收容方針一定ニ關スル件 (第4回)
1. 府縣立結核療養所設置ノ件 (第4回)
1. 現存府縣立結核療養所ニ對シ補助増額ノ件 (第4回)
1. 所長會議ヲ内務省ヨリ召集セララル、コト (第4回)
1. 療養所職員ガ結核若クハ其ノ他ノ疾病ニ罹患シタル場合ニ於ケル待遇及處置 (第5回)
1. 職員ノ職務感染ト認ムベキ範圍如何 (第5回)
1. 療養所従業員ヲ獎勵シテ精神ノ充實ヲ期セシムルノ件 (第5回)
1. 療養所長會議開催手續ニ關スル件 (第5回)
1. 他ノ各種療養所又ハ結核撲滅事業關係者ト提携ノ件 (第5回)
1. 療養所聯盟組織ニ就テ (第5回)
1. 療養所事業ノ國家ノ統一機運ヲ促進スルノ件 (第6回)
1. 療養所職員ノ結核罹患者待遇ニ關スル理論討究ノ件 (第7回)
1. 公立療養所長會議ヲ内務省ニテ召集スル件 (第7回)
1. 療養所ノ聯絡ニ關スル件 (第8回)
1. 社會事業トシテ進出ニ關スル件 (第8回)
1. 公立療養所長會ヲ内務省ニテ召集セラレタキノ件 (第8回)
1. 經常費國庫補助金額ニ關スル件 (第8回)
1. 地方廳ニ結核豫防醫官設置ノ件 (第9回)
1. 公立療養所長會議ヲ内務省ニテ開催セラレタキ希望 (第11回)
1. 將來府縣ニ專任ノ結核醫官ヲ配置セララル、場合アリトシテ療養所ノ立場ヲ考究ノ件 (第11回)
1. 結核事業従業員ニ不健康業務加算ヲナスノ件 (第11回)
1. 東京ニ於テ全國公立療養所事務長會議開催ノ件 (第11回)

## 第2項ニ該當スルモノ

1. 各療養所ノ擴張計畫ニ關スル意見如何 (第2回内務省諮問事項)
  1. 結核療養所ノ經濟的經營方法 (第8回内務省諮問事項)
  1. 療養知識啓發ノ方法如何 (第10回内務省諮問事項)
  1. 收容患者待遇ノ程度 (第1回)
  1. 療養所病室ノ患者ニ關スル容積、面積及「ベツ」ノ間隔ノ規定 (第1回)
  1. 有料病室設置ノ件 (第1回)
  1. 各市療養所ノ收容患者數ニ關スル件 (第2回)
  1. 結核病者届出ニ關スル件 (第2回)
  1. 公立療養所ニ有料患者收容ノ件 (第4回)
  1. 實地看護婦使用ノ件 (第4回)
  1. 罹病者療養所就職ノ件 (第4回)
  1. 療養所ノ成績ヲ世間ニ紹介シテ結核撲滅事業ニ貢獻スルノ件 (第5回)
  1. 療養所患者ノ賄ニ關スル件 (第5回)
  1. 療養所入所患者ニシテ食費負擔可能ノ者ヨリハ之ヲ徵收スルノ件 (第6回)
  1. 職員並ニ一般經常費等療養所經營ノ内容ニ關スル件 (第7回)
  1. 患者慰安方法討究ニ關スル件 (第7回)
  1. 療養所ノ設計ニ關スル具體的標準ニ關スル件 (第7回)
  1. 重症患者ノ慰安方法ニ關スル件 (第8回)
  1. 建築設計ニ關スル具體的標準答申ノ件 (第8回)
  1. 療養所ニ於ケル思想善導ノ件 (第9回)
  1. 輕快退院患者ニ對シ職業指導ノ途ヲ諱ズル件 (第9回)
  1. 公立療養所ノ終了日誌統一ノ件 (第10回)
  1. 結核療養所病牀數増加ニ關スル件 (第11回)
- 第3項ニ該當スルモノ
1. 療養所ニ於ケル早期診斷實施ノ件 (第1回内務省諮問事項)
  1. 療養所ノ全能ヲ發揮セシムル方法(宣傳ノ趣旨、並ニ結核相談所附設ノ件) (第1回)
  1. 療養所ノ附屬事業トシテ市内ニ結核相談所ヲ設クル件 (第2回)
  1. 結核相談所開設ニ關スル件 (第2回)
  1. 結核相談所ノ件 (第6回)

1. 巡回看護婦講習會開催ノ件 (第 6 回)
1. 各都市ニ於ケル結核相談所及ビ巡回看護婦制度ノ實況ニ關スル件 (第 7 回)
1. 結核外来診療所設置ニ關スル件 (第 9 回)

#### 第 4 項ニ該當スルモノ

1. 收容患者家族ニ對スル豫防上指示ノ件 (第 1 回内務省諮問事項)
1. 各療養所ヲ中心トシテ行ヘル結核豫防宣傳ニ關スル件 (第 1 回内務省諮問事項)
1. 結核療養所事業ノ經驗ニ鑑ミ、公衆ノ豫防思想啓發上喫緊ト認メラル、事項 (第 7 回内務省諮問事項)
1. 結核發病豫防ノ實際の施設如何 (第 9 回内務省諮問事項)
1. 結核豫防「テー」ニ對スル具體案 (第 4 回)
1. 學生、生徒、職工、店員等ノ健康診査ニ檢温、檢脈、檢尿ヲナシ、出來得ベクンバ X 線診査ヲ行ハシムルノ件及ビ國立豫防院設立ニ關スル建議ノ件 (第 7 回)
1. 國立豫防院設立建議ノ件 (第 9 回)
1. 小學校生徒入學ノ際マントー氏法ヲ實施スル件ヲ内務、文部兩大臣ヘ建議スル件 (第 10 回)

#### 第 5 項ニ該當スルモノ

1. 療養所醫員ノ學術研究ニ關スル件 (第 1 回内務省諮問事項)
1. 結核研究費ノ特別支出ノ件 (第 1 回)
1. 結核病學會及ビ結核雜誌ノ件 (第 1 回)  
(本會ニ於テ結核病學會ノ設立ヲ決議シ、次イテ同會ノ設立運動ニ入レリ。コレ今日ノ日本結核病學會ノ創設ナリ)
1. 國立結核研究所ノ設置ヲ建議スルノ件 (第 2 回)
1. 昨年ノ所長會議ニ於テ決議シテ内務及文部大臣ヘ提出シタル國立結核研究所設置ニ關スル件 (第 3 回)
1. 結核研究費國庫補助ニ關スル件 (第 3 回)
1. 實地ニ密接ナル學術問題ニ關シテ、内務省ヨリ所長會議ニ、若クハ同會ヲ通ジテ日本結核病學會ニ諮問スルノ道ヲ開カレンコトヲ其ノ筋ニ建議スルノ件 (第 2 回)
1. 看護婦ノ結核教育ノ件 (第 3 回)
1. 公立結核療養所ヘノ無料收容ニ就テハ屍體解剖ノ條件ヲ附記スルコト (第 6 回)

1. 肺結核病期臨牀上分類ノ統一ニ關スル件 (第 7 回)
1. 結核事業従業員ニ對スル講習會開催ノ件 (第 7 回)
1. 肺結核ノ病期分類協定ノ件 (第 8 回)
1. 療養所患者ノ主食物ニ關スル件 (第 8 回)
1. 醫用氣象學調査ノ件 (第 8 回)
1. 療養所間ノ病期分類ニ關スル一提案 (第 9 回)
1. 人工氣胸協會創立ニ就テ (第 9 回)
1. 治療ノ傍ラ輕快セル開放性患者ニ屋内勞動ヲ許ストセバ如何ナル種類ノ仕事ヲ許スベキカ (第 9 回)
1. 病期分類協定ノ件 (第 10 回)
1. 療養所ニ必要ナル本邦氣候條件共同調査ノ件 (第 11 回)
1. 「ラヂオ」公納金ノ使途ニ關スル件(自然増收ヲ療養所ノ研究費ニ廻サレタキ件) (第 11 回)
1. 研究費國庫補助ノ件 (第 11 回)

#### 所長議案

1. 結核療養所病牀數増加ニ關スル件
2. 公立療養所長會議ノ召集ヲ内務省ニ於テセラレタキ希望ヲ具申スルノ件
3. 將來府縣ニ專任ノ結核醫官ヲ配置セラレル場合アリトシテ療養所ノ立場ヲ考究ノ件
4. 全國ノ結核事業従業員ノ提携、鼓舞ニ關スル件
5. 結核豫防國策樹立ニ寄與スル方法考究ノ件
6. 結核事業従業員ニ不健康業務加算ヲナス件
7. 東京市ニ於テ全國公立療養所事務長會議開催ノ件
8. 療養ニ必要ナル本邦氣候條件共同調査ノ件
9. 「ラヂオ」納付金ノ使途ニ關スル件
10. 研究費國庫補助ノ件
11. 療養所状態ヲ一括シテ内務省ヨリ外國專門雜誌ヘ發表方依頼ノ件

#### 第 12 回會議 昭和 9 年 4 月

東京市主催、内務省會議室ニ於テ、牛塚東京市長、大島衛生局長、高野豫防課長出席。

## 内務省諮問事項

1. 結核療養所ト結核豫防相談所トノ聯繫如何  
所長議案
  1. 病牀數不足ノ現況及ヒ其ノ對策ニ關スル件
  2. 患者收容方針ニ關スル協定ノ件
  3. 療養所退所患者ノ處置ニ關スル方法ノ件
  4. 治癒退所患者ニ對スル件
  5. 輕症退所患者ノ處置ニ關スル件
  6. 右患者ヲ對象トスル特種施設設置建議ノ件
  7. 作業療法ノ研究ニ關スル件
  8. 結核特殊療養所建設ニ關スル建議ノ件
  9. 療養所患者竝ニ從業員ノ精神的教化ニ關スル適切ナル方法ノ件
  10. 10年以上勤續療養所員ノ表彰ニ關スル件
  11. 病牀日誌其他ノ臨牀的記錄様式ノ統一ニ關スル件
  12. 府縣經營結核豫防事業トノ聯繫ニ關スル件
  13. 結核豫防相談所ニ對スル希望ノ件
  14. 未發病者ノ健康診斷ヲ受クル習慣ヲ普及セシムルノ件
  15. 結核事業公務員ノ默秘義務ニ關スル件
  16. 國內ノ衛生保健ノ諸機關竝ニ衛生保健ニ關スル諸施設ヲ統一スルタメ衛生省若シクハコレニ代ルベキ適當ナル一省ヲ設立セラレンコトヲ其筋ニ建議スルノ件
  17. 結核豫防法改正案要旨拜承ノ件
  18. 結核豫防法中結核治療學研究ニ關スル規定ヲ設クルノ件

## 第 13 回會議 昭和 10 年 4 月

大阪市主催、大阪府立實業會館ニ於テ(一部健康相談所長會議ト合同)内務省ヨリ出席ハ高野豫防課長、濱野技師、佐々木屬三氏、大阪府ヨリ國澤衛生課長。

## 内務省諮問事項

1. 結核療養所退所患者保護ニ關スル對策如何  
所長議案
  1. 健康相談所ニ就テ
    - (1) 公立結核相談所設置促進ニ關スル件
    - (2) 療養所所在地ニ設置セラレベキ相談所ハ

舉ゲテ市ニ委託ノ制度ト致度旨具申スルノ件

2. 患者ノ入所又ハ在所ニ關シテ  
療養所輕快(又ハ餘リ長期ノタメ一時的)退所者及ビ同入所希望待期者ノ收容所ノ設立ニ就テ  
肺結核患者ニ救護法ヲ適用セラレタキ件
3. 患者ノ扱方ニ關シテ  
療養所患者給與ノ統一ニ就テ  
患者賄ノ直營ニ就テ  
結核妊婦ノ取扱方法統一ニ就テ
4. 療養所施設ニ關シテ  
療養所建築ニ關スル件
5. 從業員ニ關シテ
  - (1) 市外ニ設置セル結核療養所ニ勤務スル醫師ノ醫師會所屬ニ關スル件
  - (2) 結核看護婦診衡ニ關スル建議
  - (3) 二、三ノ福滋會事業ニ就テ
  - (4) 從業員結核罹病者ノ優遇ニ就テ
  - (5) 療養所所員結核罹病ノ際ニ於ケル待遇ニ關スル件
  - (6) 療養所職員竝ニ家族罹病者取扱ニ關スル件
  - (7) 療養所從業員結核罹病者ノ優遇ニ就テ
6. 豫算ニ關スル件  
豫算參考資料交換ニ關スル件

## 第 14 回會議 昭和 12 年 4 月

東京市主催、東京市清澄庭園大正記念館ニ於テ、内務省ヨリノ出席青木枝師、警視廳ヨリ加藤醫務課長。

## 議 事

1. 結核豫防法改正後ノ實施方法ニ關スル件
2. 保健所結核豫防事業ト療養所事業トノ聯繫ニ關スル件
3. 結核豫防事業ノ聯絡統一ニ關スル件
4. 政府ニ補助金増額ヲ求ムル件
5. 公立療養所相互間ノ聯繫ヲ一層緊密ナラシムル件
6. 結核病學會トノ關聯ニ關スル希望

## 7. 一昨年ノ會議事項報告

## 追加協議及希望事項

## 公立療養所長會議會則ノ件等

本年ノ會議ハ結核豫防法ノ改正、保健所ノ新設等ニ直面シ、近々又厚生省モ新タニ設置セラレントスル轉換期ニ臨ミタル故、公立療養所ノ運営上重要ノ問題多カリキ、其他又日本結核病學會設立ノ由來、公立療養所長協議會會則ノ件等後日ノ參考トナルベキ問題モ出て最モ意義大ナル會議ノ一ツトセラレタリ。

此會議ノ意義大ナリシニ顧ミ其速記録ハ日本福滋會ニ於テ印刷ニ附シ、諸方面ヘ配布シタリ。

## 第 15 回會議 昭和 13 年 4 月

京都市主催、京都市公會堂ニ於テ、厚生省ヨリ濱野技師出席。

## 議 事

1. 結核療養所長ノ命令入所患者退所ニ關スル各市ノ取扱方承リタシ

2. 時局ニ關シ公立療養所ノ立場ヨリ考究スベキ點如何

現時局下ニ於テ、公立療養所ニ職ヲ奉ズル者が、至誠奉公ノ精神ニ基キ、時局ノ要求ニ應ジテ、一層ノ力ヲ盡サントスレバ如何ニスルガ最モ適當ナ働キナルカ問題トシテ協議シタリ、例ヘバ傷兵保護院ニテ新設サルル療養所ノ如キニ對シテモ、現公立療養所ノ醫師トシテ、利用サレ得ル場合アレバ、精々手都合シテ奉仕スルトイフ精神ヲ以テ、上司當局ノ了解命令アル限り最善ヲ盡スベキコトヲ申合ハセタリ。

3. 内務省ヨリ厚生省ヘノ移管ニ伴ヒ結核豫防施設聯絡統制上考究セラルベキ點如何

結核豫防ニ關シ、國策上各種施設ノ聯絡統制ヲ圖ルコトハ最モ肝要ニシテ、本會議ノ如キモノモ、地方ノ主催トセズ、取總メ協議スルヲ適切ナリト思料スルヲ以テ、此點厚生本省關係官ト協議セラルルコトナレリ。

4. 厚生省新設ニ際シ對結核根本策ノ樹立如何又既ニ之レ有ラバ指示セラレタシ

結核豫防施設擴充、傷兵保護院ノ設置、保健所ノ設置等ニ關シ説明アリ。

5. 結核豫防協會、結核病學會等ノ聯繫如何

6. 結核豫防國策ノ一般醫師特ニ療養所、相談

所、保健所關係ノ醫師ヘノ認識強化ニ關スル件

7. 結核豫防法改正後ノ狀況承ハリタシ

8. 經驗上得タル結核ニ關スル地方物色ニ就テ考究スベキ點如何

宿題トシテ、宇都宮市石川所長調査ニ從フコトニ決定ス

9. 前回宿題マントウ反應ノ標準ニ關スル調査

大阪市太繩院長ヨリ各所ノ研究所、病院、療養所等ヘ間合ハセタル返事ヲ基礎トシテ一應左ノ方法ヲ最良ト見ルコトニ協議決定シ、尙 1 ヶ年間引續キ調査實施ノ上再協議スルコトトシタリ、又此内容ヲ公立健康相談所長會議ヘモ傳達協議ヲ乞フコトトシタルガ、該會議ニ於テモ此ノ儘之レニ賛同セル旨後ニ報告ヲ受ケタリ。

1. 使用「ツベルクリン」製造所

傳染病研究所

2. 稀釋法

使用都度 0.5% 石炭酸加生理的食鹽水ヲ以テス。

3. 接種方法

上膊内側ヲ「アルコール」ニテ消毒シ煮沸消毒セル 1/4 cc 針付硝子製 1 cc 「ツベルクリン」注射器ヲ以テ上記ノ稀釋液 0.1 cc ヲ皮内ニ注射ス。

對照液ハ研發賣對照液ヲ使用ス。

4. 反應判定標準

イ、全ク無反應ナルモノヲ(一)トス。

ロ、浸潤發赤ノ直径 4 mm 以下ノモノヲ(土)トス。

ハ、.. 5—10 mm ノモノヲ(十)トス。

一、.. 11—20 mm ノモノヲ(廿)トス。

ホ、.. 21—30 mm ノモノヲ(卅)トス。

へ、.. 31 mm 以上ノモノヲ(卅)トス。

水泡壞疽形成ノ場合ハ一階級ヲ進ム。

5. 接種後判定決定時間

48 時間(但シ 24 時間ノモノヲモ參考トス)。

10. 次回開催地等

以上今年ノ議事モ日本福滋會ニ於テ前年分ト共ニ印刷セラレタリ。

## 第 16 回會議 昭和 14 年 4 月

金澤市主催、金澤市立図書館ニ於テ、厚生省ヨリ木村防疫官出席。

### 議 事

1. 時局下療養所経営ニ就キ左項ノ方針承ハリタシ

- 1) 醫業竝ニ治療用材料ノ調達ニ就テ
- 2) 患者賄ニ就テ
- 3) 醫師看護婦ノ補充ニ就テ
- 4) 軍人竝ニ遺家族入所者ニ就テ

2. 傷兵保護院設立ノ療養所トノ聯絡提携如何

3. 歸還將士ノ療養ニ對シ優先考慮スベキ點ナキヤ

4. 實行シ得ベキ結核豫防對策ノ協議

5. 我邦ノ結核豫防事業ノ實績ヲ問題トシテ公立機關ノ立場ヲ研究スルノ件

6. 結核専用看護婦認定ノ件

7. 所長會協議事項再檢討ノ件

8. 宿題

1) 療養所ノ地方的特色ニ關スル報告

石川宇都宮療養所長ヨリ詳細ナル報告アリ、雜誌「結核」第 17 卷第 8 號ニ「宇都宮市ニ於ケル結核ノ觀察」ト題シテ掲載セラレタルヲ以テ茲ニ省略ス。

此ノ宿題ニ關聯シ厚生省木村防疫官ヨリ質問事項トシテ「寒地ノ療養所ニ於ケル暖房ノ問題」ヲ提言サレ、各療養所ヨリ冬季ノ開放療法ニ關スル經驗及ビ所見ヲ述ブ。

2) マントウ氏反應ニ關スル調査

昨年來ノ經驗及ビ今年ノ結核病學會ニ於ケル諸氏ノ報告等ヲ參照討議シ、昨年ノ申合ハセ標準ヲ左ノ如ク改ムルコトトナル

1. 使用「ツベルクリン」

局法「ツベルクリン」ニシテ皮膚反應價ヲ一定シタルモノ

2. 稀釋法

通常ニ千倍稀釋液ヲ用フ、稀釋ハ 0.5% 石炭酸加生理的食鹽水ヲ以テス

3. 接種方法

上膊又ハ前膊内側ヲ「アルコール」ニテ消毒シ煮沸消毒セル 1/4 cc 針付硝子製 1 cc 「ツベルク

リン」注射器ヲ以テ上記ノ稀釋液 0.1 cc ヲ皮内ニ注射ス

4. 反應判定標準

イ、全ク無ナルモノヲ(一)トス

ロ、浸潤發赤ノ直径 4 mm 以下ノモノヲ(±)トス

ハ、浸潤發赤ノ直径 5 mm 以上ノモノヲ(+)トス

尙細別スル場合ハ

5—10mm ノモノヲ(+)トス

11—20mm ノモノヲ(++)トス

21—30mm ノモノヲ(+++)トス

31mm 以上ノモノヲ(卅)トス

水泡壞疽形成ノ場合ハ一階級ヲ進ム

5. 接種後判定決定時間

通常 24 時間又ハ 48 時間トス

以上ノ申合せ事項ヲ、翌日同市ニ開催セラレタル公立健康相談所長會議ニ傳ヘテ協議ヲ請ヒタル所、同所長會議ヨリハ次ノ如ク申合セタル旨石川縣衛生課長ヨリノ傳達ニ接シタリ。

1. 「ツベルクリン」

昨年申合セノ如ク成績統制上當分ノ間ハ傳研製「ツベルクリン」ヲ使用スルコト

2. 稀釋法

集團的ニ検査スル場合通常 2000 倍稀釋液ヲ用フ、特種ノ検査ノ場合ハ使用稀釋數ヲ附記スルコト

3. 接種部位

上膊内側又ハ前膊屈側トス

4. 判定標準

昨年ノ打合せノ通り

5. 接種後判定決定時間

通常 48 時間トシ、24 時間ニテ検査シタル時ハ其旨記入ノコト

上記昭和 14 年度ノ所長會議ハ議事録速記録ハ前年ノ通り日本福滋會ニ於テ印刷ニ附シ、關係諸方面ヘ配布セラレタリ。

### 綜 覽

過去 16 回ノ全國公立療養所長會議ハ我邦ノ結核豫防事業發達ノ味爽期ニ在リシヲ以テ、其目的一獨リ療養所事業トノミ限ラズ、我邦結核豫

防事業ノ全般ニ互リ、政府當局ニ忌憚ナク所見ヲ開陳シテ、隔意ナキ懇談ヲ遂ゲ、以テ幾分ニテモ我邦ノ結核豫防事業實體ノ進捗ヲ促サントスルニ在リキ、幸ニ政府當局モ亦能ク之ヲ利用スルニ力メ、幾多ノ諮問事項等ヲ設ケテ相共ニ腹藏ナク協議セラレ、所長側モ亦常ニ其ノ指導ニ感激セリ、内務省ニ於ケル大臣ノ招待會等モ懇談ノ機會タリシガ、殊ニ安達内相ガ官邸ニ結核豫防會議ヲ開カレタル際、全國ノ公立療養所長ヲ招致シテ意見ヲ徵セラレタル如キハ所長側一同ノ今尙話題トシテ忘ル、能ハザル所ナリ所長會議ノ議案ハ、上記 16 回、前後 18 年間ニ於テ幾度ト繰返ハサレタルモノモ多クレドモ、兎ニ角年々ノ政府諮問案及所長側提出議案ノ合計ハ二百數十題ニ及ビ、今日ノ我邦結核豫防事業實體ノ殆ド全般ニ互レリ、政府當局ニ向ツテ特ニ建議シタルモノモアリ、結核相談所（健康相談所）ノ設立要望ノ如キハ第 1 回會議以來年

々上議セラル、コト 7 回、遂ニ昭和 4 年ニ至リテ内務大臣ニ建議ヲナシ、更ニ其後昭和 5 年、6 年、7 年、8 年、9 年、10 年ト年々其ノ實現促進ヲ要望シ、結核豫防法改正ノ最重要點トシタリ。國立結核研究所ノ設立要望モ大正 13 年ニ内務、文部兩大臣ニ向ツテ建議セルコトアリ、日本結核病學會ノ創立モ亦其決議ニ基キテ奔走セルモノ一テ、其一端ハ本稿ニモ記載シ置ケルガ、又昭和 12 年ノ療養所長會議速記録ニモ掲載セラレ、「結核」第 16 卷第 12 號入澤先生追悼ノ演說中ニモ概況ノ一部ヲ掲ゲアリ。而シテ年々ノ所長會議ハ、第 1 回會議ノ外、凡テ日本結核病學會總會ト同時ニ、同一都市ニ於テ開催セラレタルヲ以テ、年々ノ學術進歩ノ大勢ハ一々本會議ノ議事内容ニモ反映シ、此點實ニ本會議ノ一特徴トナレリ、之レ全國公立療養所長會議ガ日本結核病學會ニ向ツテ深ク謝意ヲ感ズル所ナリ。